

研究の窓

公的年金一元化の現状と課題

肥 後 和 夫

公的年金の一元化を平成7年度を目標に達成しようとする基本方針は、昭和59年2月24日の閣議決定で公にされ、昭和62年9月16日の関係閣僚懇談会の申し合わせにおいて再確認された既定の方針として、国民各層の個別的利害とエゴを超えた社会連帯の理念に支えられながら、高齢化の重圧をバネに着実な進展がはかられている。

社会保険としての公的年金の一元化をすすめるなければならない理由は、明治いらいの長い歴史的経緯をへて今日まで発展してきたわが国の公的年金制度のうち、特定の職域の被保険者を保護ないし優遇するために組織されていた部門が、経済社会構造の変化にともなう保険者数の減少と急速な高齢化にともなう年金受給者の増加によって、存立の危機にさらされるようになったからである。

経済社会が技術的進歩をともしつつ成長する過程では、不可避免的に成長部門と衰退部門が発生する。その場合、この衰退部門だけで組織されている年金制度は、高齢化で増加する年金受給者を、減少する現役被保険者で支えなければならない困難に当面する。この困難を回避し、保険数理的にも年金の基盤を安定化するためには、成長部門と衰退部門を全国的に統合し、両部門の当事者のあいだに相互扶助のしくみを形成しなければならない。つまり、ナショナルなベースで既存の公的年金各制度の再構築がはかれなければならないのである。そして、再構築されるべき公的年金制度においては、給付と負担の両面において保険数理的に妥当な水準の長期的目標が設定されるとともに、この目標達成にむけて、個別各制度の既得権等を見直し制度間の公平化が進められなければならない。

以上が公的年金の一元化が必要な理由とそのための基本的な課題であるが、今日までのところ、具体化にむけた重大なステップが2度にわたって踏みだされている。1度目は昭和60年の改革であり、2度目は、昨年12月に成立し本年4月から実施された「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」(以下、

制度間調整法と略称)である。

一元化の最終的な構想は、3階建ての年金体系であろう。1階部門は、全国の自営業者と被用者およびその妻に対し定額の基礎年金を給付する国民年金である。2階部門は、厚生年金と共済組合年金を通して構築される共通の報酬比例年金である。その場合、これまで縦割りではばばらに運営されてきた共済年金各制度に、厚生年金と同じ給付基準が適用されるばかりでなく、負担についても各共済年金を通して厚生年金と共通の負担基準での拠出がなされなければならない。3階部門は、厚生年金と共済年金が自己責任で独自に設計できる職域年金である。

創設当時は皆年金の実現として歓迎された自営業者のみを対象とする国民年金と長い歴史をもつ船員保険とに発生した財政危機は、昭和60年の改革において、基礎年金の創設および船員保険の厚生年金への統合によって克服されたが、さらに同改革においては、国鉄財政の深刻な財政危機を横目ににらみながら、縦割りに運営されている共済年金各制度の報酬比例年金部分の給付基準を統一し、かつ共済年金の職域年金部分を報酬比例年金の20パーセントを限度とすることに定められた。大改革である。

そして今回、官民格差批判、国鉄当事者の事業主責任、国の果たすべき役割等の難問をクリアして、ようやく制度間調整法が成立し、あわせて日本鉄道共済年金の深刻な財政危機も打開された。老齢年金と退職年金という性格の違いを乗り越えて、厚生年金と地方公務員共済および私立学校共済など成熟度が低く余力のある各年金制度が新たに共通の報酬比例年金を支えるために共通負担率で拠出して財政的に困難な制度を支援することになり、2階部分の共通の報酬比例年金が給付と負担の両面でひとまず裏付けされた。社会連帯の理念の着実な進展をよろこぶものであるが、最終的な一元化の達成までにはなお多くの厳しい課題が残されていることを銘記すべきであろう。

(ひご・かずお 明海大学教授)